

# 仕 様 書

- 1 業務名  
玖谷埋立地水質検査業務
- 2 業務場所  
玖谷埋立地及びその周辺地域 広島市安佐北区安佐町大字筒瀬外
- 3 実施要領
  - (1) 検体及び測定項目  
別表－１のとおり。
  - (2) 測定方法  
別表－２のとおり。
  - (3) 検体採取年月日  
別表－１に基づき、別途協議して定めるものとする。  
なお、天候状況等により、実施月日を変更することがある。
  - (4) 検体採取  
受注者が実施し、採取に当たっては事故防止に万全を期すこと。
  - (5) 検体採取場所  
別表－２のとおり。
- 4 現場責任者  
受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第８条に基づき選任した現場責任者の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。  
現場責任者に変更があったときも同様とする。
- 5 報告
  - (1) 広島市委託契約約款第１２条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、検体採取日から１５日以内に発注者へ提出するものとする。  
また、年末年始の休日のためにこれにより難しい場合は、発注者と受注者の間で協議して提出期限を定めるものとする。  
なお、検査結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。
    - ① 採取年月日及び場所
    - ② 検査結果
    - ③ 業務写真帳  
写真撮影は、検体採取時とする。
  - (2) 報告書の大きさは原則としてA４版とする。
  - (3) 報告書の提出部数は１部とする。なお、測定結果については、分析計算書（測定チャート、検量線等）を添付し、測定結果一覧表については、電子媒体でも報告するものとする。
- 6 その他
  - (1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。
  - (2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。
    - ① 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。
    - ② 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する
    - ③ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
    - ④ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

## 年間測定計画表(玖谷埋立地水質検査業務)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間数量
水 質													
[①は浸出水1検体/月、②は浸出水2検体/月、③は河川水3検体、△は新灰区からの浸出水1検体]													
水素イオン濃度(pH)	②③△	②③△	②③△	②③△	②③△	②③△	②③△	②③△	②③△	②③△	②③△	②③△	72
生物化学的酸素要求量(BOD)	②③	②③△	②③	②③	②③△	②③	②③	②③△	②③	②③	②③△	②③	64
浮遊物質(SS)	②③	②③△	②③	②③	②③△	②③	②③	②③△	②③	②③	②③△	②③	64
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	②③	②△	②③	②	②③△	②	②③	②△	②③	②	②③△	②	46
窒素含有量	②③	②△	②③	②	②③△	②	②③	②△	②③	②	②③△	②	46
燐含有量	②③	②△	②③	②	②③△	②	②③	②△	②③	②	②③△	②	46
沃素消費量	②	②△	②	②	②△	②	②	②△	②	②	②△	②	28
フェノール類	①③△	①△	①③△	①△	①③△	①△	①③△	①△	①③△	①△	①③△	①△	42
銅及びその化合物	①③	①△	①③	①	①③△	①	①③	①△	①③	①	①③△	①	34
亜鉛及びその化合物	①③	①△	①③	①	①③△	①	①③	①△	①③	①	①③△	①	34
鉄及びその化合物(溶解性)	①③	①△	①③	①	①③△	①	①③	①△	①③	①	①③△	①	34
マンガン及びその化合物(溶解性)	①③	①△	①③	①	①③△	①	①③	①△	①③	①	①③△	①	34
クロム及びその化合物	①③	①△	①③	①	①③△	①	①③	①△	①③	①	①③△	①	34
カドミウム及びその化合物	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	24
シアン化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
有機リン化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
鉛及びその化合物	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	①△	24
六価クロム化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
砒素及びその化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
アルキル水銀化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
ポリ塩化ビフェニル	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
トリクロロエチレン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
テトラクロロエチレン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
ジクロロメタン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
四塩化炭素	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
1,2-ジクロロエタン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
1,1-ジクロロエチレン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
シス-1,2-ジクロロエチレン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
1,1,1-トリクロロエタン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
1,1,2-トリクロロエタン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
1,3-ジクロロプロペン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
1,4-ジオキサン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
チウラム	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
シマジン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
チオベンカルブ	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
ベンゼン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
セレン及びその化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
ほう素及びその化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
ふっ素及びその化合物	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
塩化物イオン	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	①	①△	①	16
電気伝導率	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	12
大腸菌数	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	36
溶存酸素量(DO)	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	36

※注 丸付き数字は、検体数を示している。

## 測定方法と採取場所(玖谷埋立地水質検査業務)

水質	測定方法と採取場所
浸出水	<p>測定方法は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和37. 12. 17 厚・建令1)に定める方法とする。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図1のとおり。</p> <p>なお、浸出水2検体/月は、異なる日に1検体ずつ採取する。</p>
河川水	<p>測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46. 12. 28環告59)に定める方法とする。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>河川水3検体の採取場所は、別紙採取地点図2の玖谷川、太田川上流・下流とする。</p>